

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ⑥

遺産の分割

行政書士
ファイナンシャルプランナー

森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

遺産の分割

最優先 指定分割

遺言があればその遺言にしたがって分割する。



2番目 協議分割

遺言書に記載のない財産があるか、遺言書がない場合は民法で定める相続人全員が協議し、全員の参加と同意のもと分割する。



3番目 調停・審判

協議が整わなければ、家庭裁判所の調停を行い、不調の場合は審判を経て分割する。

Copyright Y's Office

自筆証書遺言のサンプル

遺言書

遺言者 甲野乙太郎 は次の通り遺言する。

1. 妻 甲野花子 に次の財産を相続させる。

東京都世田谷区〇〇〇五丁目〇番 宅地 120.38㎡

2. 長男 甲野丙次 に次の財産を相続させる。


A B C株式会社の株式 3,000株 管理会社 〇〇証券株式会社

3. 本遺言の執行者に次の者を指定する。

東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

行政書士 山川 丁一(昭和〇年〇月〇日生)

平成〇〇年 〇月 〇日

東京都世田谷区〇〇〇五丁目〇番〇号 甲野 乙太郎 

昭和〇〇年〇月〇〇日生

Copyright Y's Office

遺産分割協議書のサンプル

遺産分割協議書

(相続人の表示)

被相続人氏名 甲野乙太郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

本籍 東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番

最後の住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

死亡年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

(相続人等の表示)

1. 相続人 甲野花子

続柄 妻

本籍 東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

2. 相続人 甲野丙次

続柄 長男

本籍 東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

相続人全員は、被相続人 甲野乙太郎 の相続につき、協議の上、次のとおり遺産を分割すること合意し、本書を作成し、保存することにした。

1. 相続人 甲野花子 が相続する財産

(1) A B C株式会社の株式 〇千株

(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)

(2) NTT電話加入権 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 相続人 甲野丙次 が相続する財産

(1) 所在 東京都世田谷区〇〇〇五丁目

地番 〇番

地目 宅地


地積 120.38㎡

(2) A B C株式会社の株式 〇千株


(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

甲野花子 

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

甲野丙次 

Copyright Y's Office

Y's 財産表示例

相続人全員は、被相続人 甲野乙太郎 の相続につき、協議の上、次のとおり遺産を分割すること合意し、本書を作成し、保存することにした。

1. 相続人 甲野花子 が相続する財産

- (1) ABC株式会社の株式 壹千株
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)
- (2) NTT電話加入権 03-0000-0000

2. 相続人 甲野丙次 が相続する財産

- (1) 所在 東京都世田谷区〇〇〇五丁目
地番 〇番
地目 宅地
地積 120.38㎡
- (2) ABC株式会社の株式 貳千株
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)

相続人全員は、被相続人 甲野乙太郎 の相続につき、協議の上、次のとおり遺産を分割すること合意し、本書を作成し、保存することにした。

1. 相続人 甲野花子 が相続する財産

- (1) ABC株式会社の株式 壹千株
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)
- (2) 本分割協議書に記載のない財産の一切

2. 相続人 甲野丙次 が相続する財産

- (1) 所在 東京都世田谷区〇〇〇五丁目
地番 〇番
地目 宅地
地積 120.38㎡
- (2) ABC株式会社の株式 貳千株
(本店 横浜市〇区〇町〇〇番地〇)

Copyright Y's Office

Y's 講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当
都内の金融機関に転職 法人融資担当
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当
都内にてコンサルティング業務開始
相続・遺言相談・離婚相談
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引主任者
認定キャリアコンサルタント

LEC東京リーガルマインド専任講師
全国商店街支援センターアドバイザー
神奈川県 専門相談員
相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>
info@ysoffice.jp

Copyright Y's Office

Y's

ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の
専門家へ相談、確認をお願いいたします。